



LPGガスは都市ガスの配管網がない地方を中心に、国内の約4割の世帯が使つていて、ボンベなどで供給されている。この慣行は業界内で、戸

料金差2倍超解約違約金も

丘建てやアパートに設置したガス配管や給湯器などの費用を、月々のガス料金に数千円上乗せして徴収する慣行が、LPガス（プロパンガス）業界で続いている。消費者がガス会社を変更しようとすると高額の違約金を求められることがある。経済産業省は、料金体系を透明化するよう業界に求めている。▼3面=割高気づけぬ構造

業界慣行 内訳説明義務なし



2021年(令和3年)
12月30日
木曜日



朝日新聞西部本社
〒803-8586 北九州市小倉北区室町1-1-1
電話 093-563-1131 www.asahi.com
福岡本部
〒812-8511 福岡市博多区博多駅前2-1-1
電話 092-411-1131

建ては「貸し付配管」と呼ばれ、L.P.ガス会社が住宅内のガス管を無償で設置する。アパートでは「無償貸与」といわれ、各部屋の給湯器やガスコンロ、エアコンなども無償で設ける。住宅会社や不動産会社は設備費用を負担しなくて済む見返りとして、住宅購入者や賃貸契約者にガス会社と契約を結ぶよう斡旋する。家の購入者や賃貸住宅の入居者は、ガス会社が設備を所有する場合、利用料を

毎月のガス代に上乗せして払う。料金の内訳の説明はガス会社に義務づけられておらず、水準も差がある。十分な説明を受けず割高な契約を結ぶ人が多いという。国民生活センターに寄せられるLPGガスについての苦情や相談は2020年度に約2千件あった。

北海道生協連などによる20年秋の調査によると、学生向け賃貸住宅のLPGガスでは、従量料金（月5立方以下）は業者間で最大2・3

産業界を所管する国土交通省と連携し、集合住宅を紹介する際に料金体系を説明するよう求める通知を出した。ただ、慣行 자체の見直しは求めておらず、規定や通知は努力目標にとどまる。

倍(差額4533円)、基本料金も同2・4倍(同1485円)の開きがあった。一方、LPGガス大手によると、戸建てでは設備の利用契約期間が20年間などの長期に及ぶこともあり、「解約時の違約金は20万円程度が多い」(幹部)という。

都市ガスの料金は長く国の認可が必要で、自由に価格を決められなかつたため、このような慣行は広がっていない。

得ない」と説明している。

は、不動産会社とガス会社が消費者のいないところで、契約内容を取り決め、ガス会社同士の競争が阻害されていると指摘。「ほとんどどの消費者が高い料金で契約

し、疑問する持つこともむずかしいのではないか。経産省も不透明な契約慣行を廃止するよう指導すべきだ」と指摘している。

